

前橋市国民健康保険条例に係る 出産育児一時金支給額の改正について

1 趣旨

出産育児一時金は、40.4万円に産科医療補償制度の掛け金1.6万円を合わせて42万円となっていたが、同制度の見直しで掛け金を1.2万円に引き下げることになった。厚生労働省は、少子化対策としての重要性を鑑み、支給総額42万円を維持するため、掛け金を除いた金額を4千円増額することにし、本市においても国民健康保険条例に規定されている掛け金を除いた金額について、4千円の増額を協議するもの。

日本医療機能評価機構によると、掛け金が引き下げられた理由として、補償対象の基準を見直し、過去6年間の実績等から対象者数を推定し、掛け金相当額と同制度の剰余金からの充当等により見直した結果、4千円低くなったことをあげている。

	出産育児一時金		産科医療補償制度の掛け金		支給額
変更前	40.4万円	+	1.6万円	=	42万円
	↓+4千円		↓-4千円		
変更後	40.8万円	+	1.2万円	=	42万円

2 出産育児一時金の概要

(1) 出産育児一時金とは

健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度である。

(2) 産科医療補償制度とは

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度脳性麻痺になった児と家族に1件当たり3,000万円の補償金を支払う仕組みで、日本医療機能評価機構が運営組織となり、民間保険を活用する形で平成21年1月から運用が開始されている。分娩時の医療事故は過失の有無の判断が困難な場合が多く、裁判で争われる傾向にあり、訴訟リスクが大きいため、児や家族の経済的負担を緩和して紛争の早期解決を図るとともに、医療事故の分析を通じて産科医療の質向上を図ることを目的としている。支給額については、同制度に加入している分娩機関では42万円で維持されるので変更はないが、未加入機関については40.4万円から40.8万円に引き上げられる。今年5月末現在、分娩機関の99.9%が同制度に加入している。

3 今後の予定

本市における出産育児一時金支給額の改正については、令和3年第4回前橋市議会定例会（12月）において関係条例の改正議案を提案し、議決された場合には、市規則を改正し、掛け金分の加算額を減額する。

4 その他

出産育児一時金の改正については、令和4年1月1日に施行する。